

東海旅客鉄道株式会社 I C カード乗車券運送約款の一部改正（東海旅客鉄道株式会社精神障害者旅客運賃割引規則の施行に伴う改正）

現行 (前略)	改正 (前略)
(適用範囲) 第2条 I C カード乗車券による当社線に係る旅客の運送及び T O I C A 乗車券等についてのサービス内容ご利用条件は、この約款の定めるところによります。ただし、I C カード乗車券を E X サービス運送約款（平成 20 年 3 月社通達第 73 号）第 2 条第 1 項第 15 号に定める E X - I C カード等として使用する場合（以下「E X - I C カード等としての使用」といいます。）については、E X サービス運送約款の定めるところによります。 (中略) 3 この約款に定めていない事項については、別に定めるものによります。 (注) 別に定めるもののうち主なものは、以下のとおりです。 (1) 東海旅客鉄道株式会社旅客営業規則（昭和 62 年 4 月東海旅客鉄道株式会社公告第 1 号。以下「旅客規則」といいます。） (中略) (5) 東海旅客鉄道株式会社知的障害者旅客運賃割引規則（平成 3 年 11 月東海旅客鉄道株式会社公告第 35 号。以下「知的障害者規則」といいます。） (6) 東海旅客鉄道株式会社旅客連絡運輸規則（昭和 62 年 4 月東海旅客鉄道株式会社公告第 12 号。以下「連絡規則」といいます。） (7) 東海旅客鉄道株式会社障がい者用 I C カード乗車券運送約款（令和 6 年 3 月東海旅客鉄道株式会社社通達第 103 号） (8) 東海旅客鉄道株式会社 I C カード連絡運輸運送約款（平成 24 年 4 月東海旅客鉄道株式会社社通達第 4 号） (9) E X サービス運送約款（平成 20 年 3 月社通達第 73 号。以下「E X 約款」といいます。） (中略) (T O I C A 定期券の発売) 第 32 条 当社線内完結となる定期乗車券を搭載した T O I C A 定期券の購入の申し出があった場合は、経路及び区間が利用エリア内であるときに限って、旅客規則第 35 条に定める通勤定期乗車券、同第 36 条に定める	(適用範囲) 第2条 I C カード乗車券による当社線に係る旅客の運送及び T O I C A 乗車券等についてのサービス内容ご利用条件は、この約款の定めるところによります。ただし、I C カード乗車券を E X サービス運送約款（平成 20 年 3 月社通達第 73 号）第 2 条第 1 項第 15 号に定める E X - I C カード等として使用する場合（以下「E X - I C カード等としての使用」といいます。）については、E X サービス運送約款の定めるところによります。 (中略) 3 この約款に定めていない事項については、別に定めるものによります。 (注) 別に定めるもののうち主なものは、以下のとおりです。 (1) 東海旅客鉄道株式会社旅客営業規則（昭和 62 年 4 月東海旅客鉄道株式会社公告第 1 号。以下「旅客規則」といいます。） (中略) (5) 東海旅客鉄道株式会社知的障害者旅客運賃割引規則（平成 3 年 11 月東海旅客鉄道株式会社公告第 35 号。以下「知的障害者規則」といいます。） (6) 東海旅客鉄道株式会社精神障害者旅客運賃割引規則（令和 6 年 12 月社通達第 56 号。以下「精神障害者規則」といいます。） (7) 東海旅客鉄道株式会社旅客連絡運輸規則（昭和 62 年 4 月東海旅客鉄道株式会社公告第 12 号。以下「連絡規則」といいます。） (8) 東海旅客鉄道株式会社障がい者用 I C カード乗車券運送約款（令和 6 年 3 月社通達第 103 号） (9) 東海旅客鉄道株式会社 I C カード連絡運輸運送約款（平成 24 年 4 月社通達第 4 号） (10) E X サービス運送約款（平成 20 年 3 月社通達第 73 号。以下「E X 約款」といいます。） (中略) (T O I C A 定期券の発売) 第 32 条 当社線内完結となる定期乗車券を搭載した T O I C A 定期券の購入の申し出があった場合は、経路及び区間が利用エリア内であるときに限って、旅客規則第 35 条に定める通勤定期乗車券、同第 36 条に定める

現行	改正
通学定期乗車券（同条第4項に定める実習用通学定期乗車券を除きます。）を搭載したTOICA定期券を発売します。 2 他の旅客鉄道会社線にまたがる定期乗車券を搭載したTOICA定期券の購入の申し出があった場合は、当社線の経路及び区間が利用エリア内であり、かつ他の旅客鉄道会社線の経路及び区間が別に定める範囲内であるときに限って、旅客規則第35条に定める通勤定期乗車券、同第36条に定める通学定期乗車券（同条第4項に定める実習用通学定期乗車券を除きます。）を搭載したTOICA定期券を発売します。ただし、西日本旅客鉄道株式会社線にまたがるTOICA定期券にあつては、身体障害者規則<u>及び</u>知的障害者規則による割引の定期乗車券を除きます。 3 連絡運輸となる定期乗車券を搭載したTOICA定期券の購入の申し出があった場合は、近畿日本鉄道株式会社との連絡運輸となるもののうち名古屋駅又は桑名駅を接続駅とするもの（ただし、身体障害者規則<u>及び</u>知的障害者規則による割引の定期乗車券を除きます。）、愛知環状鉄道株式会社との連絡運輸となるもの、小田急電鉄株式会社との連絡運輸となるもの、伊豆急行株式会社との連絡運輸となるもの、伊豆箱根鉄道株式会社との連絡運輸となるもののうち小田原駅を接続駅とするもの又は株式会社小田急箱根との連絡運輸となるものであるときに限って、連絡規則第24条に定める通勤定期乗車券、同第25条に定める通学定期乗車券（同条第4項に規定する実習用通学定期乗車券を除きます。）を搭載したTOICA定期券を発売します。 （中略） （定期乗車券の機能のみを持つTOICA定期券の発売） 第32条の3 第32条の規定により身体障害者規則<u>及び</u>知的障害者規則による割引の定期乗車券を搭載したTOICA定期券を発売する場合であつて、旅客が希望したときは、定期乗車券の機能のみを持つTOICA定期券を発売することがあります。 （中略） （他社において発売するTOICA定期券に係る当社における取扱い） 第48条 前条第1項の定めにより、他社において発売したTOICA定期券については、当社では原則として次の各号に定める取扱いを行います。 （1）第32条第7項に定める記名人の氏名等の変更	通学定期乗車券（同条第4項に定める実習用通学定期乗車券を除きます。）を搭載したTOICA定期券を発売します。 2 他の旅客鉄道会社線にまたがる定期乗車券を搭載したTOICA定期券の購入の申し出があった場合は、当社線の経路及び区間が利用エリア内であり、かつ他の旅客鉄道会社線の経路及び区間が別に定める範囲内であるときに限って、旅客規則第35条に定める通勤定期乗車券、同第36条に定める通学定期乗車券（同条第4項に定める実習用通学定期乗車券を除きます。）を搭載したTOICA定期券を発売します。ただし、西日本旅客鉄道株式会社線にまたがるTOICA定期券にあつては、身体障害者規則<u>、</u>知的障害者規則<u>及び精神障害者規則</u>による割引の定期乗車券を除きます。 3 連絡運輸となる定期乗車券を搭載したTOICA定期券の購入の申し出があった場合は、近畿日本鉄道株式会社との連絡運輸となるもののうち名古屋駅又は桑名駅を接続駅とするもの（ただし、身体障害者規則<u>、</u>知的障害者規則<u>及び精神障害者規則</u>による割引の定期乗車券を除きます。）、愛知環状鉄道株式会社との連絡運輸となるもの、小田急電鉄株式会社との連絡運輸となるもの、伊豆急行株式会社との連絡運輸となるもの、伊豆箱根鉄道株式会社との連絡運輸となるもののうち小田原駅を接続駅とするもの又は株式会社小田急箱根との連絡運輸となるものであるときに限って、連絡規則第24条に定める通勤定期乗車券、同第25条に定める通学定期乗車券（同条第4項に規定する実習用通学定期乗車券を除きます。）を搭載したTOICA定期券を発売します。 （中略） （定期乗車券の機能のみを持つTOICA定期券の発売） 第32条の3 第32条の規定により身体障害者規則<u>及</u>、知的障害者規則<u>及び精神障害者規則</u>による割引の定期乗車券を搭載したTOICA定期券を発売する場合であつて、旅客が希望したときは、定期乗車券の機能のみを持つTOICA定期券を発売することがあります。 （中略） （他社において発売するTOICA定期券に係る当社における取扱い） 第48条 前条第1項の定めにより、他社において発売したTOICA定期券については、当社では原則として次の各号に定める取扱いを行います。 （1）第32条第7項に定める記名人の氏名等の変更

現行	改正
(中略)	(中略)
(4) 第 38 条に定める紛失再発行（ただし、同条第 1 項に定める使用停止措置及び同条第 4 項に定めるデポジットの返却を除きます）	(4) 第 38 条に定める紛失再発行（ただし、同条第 1 項に定める使用停止措置及び同条第 4 項に定めるデポジットの返却を除きます。 <u>。〇</u> ）
(5) 第 40 条に定める障害再発行（ただし、これに係る使用停止措置を除きます）	(5) 第 40 条に定める障害再発行（ただし、これに係る使用停止措置を除きます。 <u>。〇</u> ）
(以下略)	(以下略)

附則

この通達は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。